

平成29年度 認定こども園・保育所等の利用案内

平成29年度利用申込みの受付は、平成29年1月5日(木)より開始いたします。

認定こども園・保育所・幼稚園を利用するために「支給認定」の申請が必要です。

(ただし、新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は、支給認定は不要です。)



* 支給認定の区分 *

施設の利用に当たっては、教育・保育の必要性に応じて、以下の区分により認定されます。

支給認定区分	内 容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望する場合	教育標準時間 (概ね4~5時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者が就労などのため保育を必要とする事由に該当する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者が就労などのため保育を必要とする事由に該当する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業※

※「地域型保育事業」とは、家庭的保育や小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業で、村内に実施事業者はありません。

* 保育を必要とする事由及び認定期間等 *

2号・3号認定を受ける(保育を希望する)場合は、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する必要があり、その状況によって認定有効期間を決定します。

保育を必要とする事由	認定期間	
	<2号>	<3号>
<input type="checkbox"/> 就労 (月48時間以上就労していること・フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働など)※	小学校就学まで	3歳の誕生日の前々日まで
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	出産(予定)日を含む前後約5カ月間	
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障害	療養が必要な期間	
<input type="checkbox"/> 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護・看護が必要な期間	
<input type="checkbox"/> 災害復旧	復旧のため保育できない期間	
<input type="checkbox"/> 求職活動 (起業準備を含む)	90日を経過する日の属する月の末日まで	
<input type="checkbox"/> 就学 (職業訓練校における職業訓練を含む)	卒業・修了予定日の属する月の末日まで	
<input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること	小学校就学まで	3歳の誕生日の前々日まで
<input type="checkbox"/> 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	育児休業終了日の属する月の末日まで	
<input type="checkbox"/> その他、特に必要と認められる場合		

※期限付き就労の場合は、就労期間の末日が属する月の末日までの認定となります。

* 「保育標準時間」と「保育短時間」の区分 *

2号・3号認定を受けた方は、保育を必要とする事由や状況により「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかに認定されます。(開設時間は、施設施設により異なります。)

保育短時間利用	延長保育 (別料金)	1日最大8時間利用可能	延長保育 (別料金)
---------	---------------	-------------	---------------

↳ 月48~120時間の就労・就学・介護等、求職活動、育児休業中の継続利用 などの場合

保育標準時間利用	延長保育 (別料金)	1日最大11時間利用可能	延長保育 (別料金)
----------	---------------	--------------	---------------

↳ 月120時間以上の就労・就学・介護等、妊娠・出産、疾病・傷害 などの場合

※「延長保育」の利用には、毎月の保育料とは別に料金がかかります。(料金は施設に確認して下さい。)

利用者負担(保育料)について

保育料は、父母の市町村民税の合計額をもとに、認定区分ごと・利用時間区分ごとに決定します。

・4月～8月分の保育料 …… 前年度の市町村民税額から算定

・9月～翌年3月分の保育料 …… 現年度の市町村民税額から算定

※父母以外の扶養義務者(同居祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合は、当該扶養義務者の市町村民税も含めて算定されます。

※未申告の場合は保育料の算定ができないため、**最高額**となる場合があります。

※次の場合は保育料が再計算されます。

・保護者(扶養義務者)の変更があった場合(申請が必要です。申請の翌月分から変更になります。)

・市町村民税額が変更となった場合(さかのぼって保育料が変更となる場合があります。)

※平成29年度の利用者負担(保育料)基準額は、平成29年3月末までに決定します。

平成29年度 認定・利用申込み受付について

平成29年4月からの支給認定申請・利用申込みを、次のとおり受付します。

◇受付期間 平成29年1月5日(木)～平成29年1月18日(水)

※村外の施設を希望する場合は、平成29年1月11日(水)までにお出ください。

◇受付場所 新郷村役場住民グループ

◇必要書類

① 支給認定申請書兼保育利用申込書(入所子ども1人につき1枚)

子ども・保護者・世帯の情報等、もれなく記入をお願いします。

※平成28年1月から、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になっています。

・父母及び子どもの個人番号を記入して下さい。

(祖父母等が家計の主宰者となっている場合は、その方の個人番号も必要です。)

・申請時は、申請者の個人番号カード(又は通知カード)及び来庁者の本人確認書類をご持参下さい。

〔 本人確認書類… ・個人番号カード、運転免許証など写真付のもの1点

・健康保険証・年金手帳など公的機関発行の書類を2点以上



② 父母等の平成28年度分所得課税証明書

平成28年1月1日現在の住所が新郷村以外の方は、必ず提出して下さい。

③ 保育を必要とする事由を証明する書類(1号認定の方は不要です。)

居宅外就労(会社員等)	就労証明書(職場からの証明必要)※
自営業・農業	就労申立書(民生委員の確認必要)
妊娠・出産	母子手帳(出産予定日の記載ページの写し)
疾病・障害	申立書、診断書・障害者手帳など状況が確認できるもの
介護・看護	申立書、診断書・介護保険証の写しなど
求職活動	求職申立書
就学・職業訓練	在学証明書、職業訓練受講指示書など
育児休業中の継続利用	就労証明書(育児休業期間が記載されているもの)

※期限付就労の場合は、その期間ごとに就労証明書を提出して下さい。

④ その他(世帯の状況に応じて必要な書類)

・障害児(者)のいる世帯は、障害者手帳等や障害年金証書などの写し

・生活保護受給者の場合は、確認できる書類(資格証明書等)の写し など

【問い合わせ先】 役場住民グループ Tel: 0178-78-2111

♪♪♪ 村内の施設情報 ♪♪♪



- ✿ 名 称 ✿ 社会福祉法人 未萌会 しんごう保育園
- ✿ 施設の種類 ✿ 幼保連携型認定こども園
- ✿ 住 所 ✿ 青森県三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下21番地
- ✿ Tel・Fax ✿ Tel: 0178-78-2069 Fax: 0178-78-2425
- ✿ 利用定員 ✿ 70名(1号…10名 2号…38名 3号…22名)
- ✿ 教育・保育時間 ✿ 教育時間……………9:00~14:00 (1号子ども)
保育短時間……………8:00~16:00 } (2号・3号子ども)
保育標準時間……………7:00~18:00 }
- ✿ 休 園 日 ✿ 日曜日・祝祭日及び12月31日~1月3日
- ✿ 実施事業 ✿
 - ・延長保育事業(午後7時まで)
 - ・地域子育て支援センター事業
 - ・一時預かり事業(午前7時から午後7時まで)

*見学をご希望の場合は、施設に直接ご連絡のうえ、お出で下さい。

